

## 排出権取引プラットフォーム全般に関する FAQ

問 1： 排出権取引プラットフォームとは何ですか。

答： 排出権取引プラットフォームは、排出権の販売を意図する企業等が排出権の個別案件の情報を掲示板に掲載する「排出権案件情報」、排出権取引の参考となる「排出権市場レポート」、信託機能を活用した排出権の管理・取引のための参考情報などを掲載した「信託ロジスティック情報」などの情報を WEB を通じて日本企業に情報提供しようというもので、排出権を活用して、地球規模の課題である気候変動問題や京都議定書の温室効果ガス削減目標達成への貢献、エネルギー制約問題に取り組む企業の皆様を支援するためのものです。

問 2： 新しく取引所を作るものですか。

答： 温暖化対策法など京都議定書の制度、信託機能にかかる金融制度など現在すでにある仕組みを活用し、排出権の活用を必要とする企業や金融機関などが協力しあって情報を共有することにより、排出権の管理・取引の負担軽減を図るものです。排出権の個別案件の情報を掲示板に掲載する機能を持っていますが、プラットフォーム上で取引約定する機能は持っておらず、「取引所」ではありません。

問 3： 欧州排出権取引制度に基づく排出権の取引や米国のシカゴ気候変動取引所との違いは何ですか。

答： 欧州排出権取引制度は比較的大量に二酸化炭素を排出する施設に排出可能量を割り当てる規制と割当量の過不足の融通の組み合わせが基本的な仕組みです。一方で、排出権取引プラットフォームは京都議定書と自主行動計画という既往の削減目標の円滑な達成を支援するものであり、新しい規制を前提とするものではありません。

シカゴ気候変動取引所は自主的な削減目標に参加する企業間での排出量の過不足を融通します。一方で、排出権取引プラットフォームでは自主的な目標設定を前提とするものではありません。

問 4： どのような排出権が「排出権案件情報」の対象ですか。

答： 「排出権案件情報」では、京都議定書の手続きに基づく発行済みの CER・EUR な

どの排出権が対象です。管理・取引にあたってのひとつの手段として信託機能の活用方法についてもプラットフォームの中で説明していますが、そうした信託機能を活用した排出権取引に加えて、信託機能を活用していない通常の（現物の）排出権についても対象としています。

問5： 「排出権案件情報」に掲載される排出権は発行前の排出権も対象となりますか。

答： 排出権案件情報では、発行済み排出権のみを対象としています。これは、わかりやすい仕組みを迅速に確立するためにまずは発行済みの排出権に限定したほうがよいと考えられること、また、発行前の排出権にはデリバリーリスクがあるために排出権について馴染みのない企業や個人が排出権を購入した後に当該デリバリーリスクが顕在化するトラブルを回避できるという利点もあると考えられるからです。

問6： tCER、ICER やボランタリークレジット(VER)も、「個別案件情報」の対象になりますか。

答： tCER や ICER(注)については、排出権について馴染みのない企業の利用も想定される「個別案件情報」において、補填義務のある特殊な排出権を対象とするべきかどうかは議論の余地もあると考えられること、および、日本政府が政府による購入の対象としていないことから、現状は対象外としています。ボランタリークレジット(注)については、所有者間の移転方法が法的に確立していないので今回は対象外としています。

(注) tCER、ICER とは、森林 CDM から発行されるクレジットを指します。森林 CDM では、光合成によって CO<sub>2</sub> を取り込んだとしても、伐採や火災などにより CO<sub>2</sub> が大気中に戻ってしまうという「非永続性(Non-permanence)」の考え方のもとに制度設計がされており、tCER、ICER は通常の CER と異なり、一定期間経過後に他のクレジットにより補填する必要があります。

(注) ボランタリークレジットとは、京都議定書に基づく排出権である CER、ERU のような排出権とは異なり、自主的に定められたベースライン、認証手続きなどに基づいて発生する削減クレジットを指します。

問7： 排出権の管理・取引に信託の仕組みを使う理由は何ですか。

答： 排出権の取り扱いを定める温暖化対策法では排出権を信託することが認められております。信託することにより、排出権を小口化して取引するニーズへの

対応、排出権の管理・取引の事務負担の軽減や、また信託する際に得られる信託受益権の譲渡により排出権の譲渡を安全に行うことができるようになるなどのメリットがあります。

この仕組み以外にも排出権を担保にした証券化などさまざまな工夫は可能ですので、目的に照らし他にも便利な仕組みが作れるのであれば協力していきたいと考えております。

問 8： 途上国などの温室効果ガス削減事業を支援することにより温暖化問題への貢献を考えております。このプラットフォームを活用することは出来ますか。

答： プラットフォームから得られる情報を利用して温室効果ガス削減事業から生じる排出権を取得することは、事業を支援し温暖化問題に貢献すると考えられます。

問 9： 少量の排出権を必要としていますが、プラットフォームを通じて確保することが出来ますか。

答： 経団連自主行動計画の目標達成のためや、温暖化問題への独自に定めた目標の達成のため、比較的少量の排出権を必要とする企業への便宜を図ることはこの仕組みの狙いの一つです。信託受益権の小口化により少量の排出権を必要とする企業のニーズに応えられる可能性があると考えています。

問 10： 日本政府が管理する排出権の登録簿に口座を設けるための手続きは出来れば避けたいと考えています。信託機能の活用により口座開設の事務負担は軽減できますか。

答： 信託受益権の取得により排出権を取得するのと同じ効果が得られるので、取得した信託受益権を転売する場合は、登録簿に口座開設する負担は軽減されると考えられます。

しかし、取得した信託受益権を保有し続ける場合等においては、信託期間終了時の前後に登録簿に口座開設を行うことを受託者から求められることはありえます。

問 11： 個人でも信託機能を活用した排出権取引は可能ですか。

答： 日本政府が管理する登録簿に排出権を登録できるのは法人だけですが、信託受

益権を介することにより個人が排出権を実質的に所有し、温暖化問題に貢献することは可能です。ただし、信託するための手数料などの費用がかかりますので、経済的にみて合理的か検討することが必要となると思います。

問 12： 海外の企業でも信託機能を活用した排出権取引は可能ですか。

答： 信託口座は海外の企業でも開設できます。途上国の企業が独自に開発した事業から得られる排出権(ユニラテラル CDM)や英国など先進国の排出権ファンドが持つ排出権など多彩な排出権が信託機能を活用した仕組みにより排出権を求める日本企業に提供されることを期待しています。

問 13： 途上国で温室効果ガス削減事業を行うことを検討しています。信託機能の活用は温室効果ガス削減事業に投資する企業にとってもメリットがありますか。

答： 日本の排出権の潜在需要は大変大きいと見込まれております。信託機能を活用した管理・流通の仕組みの整備により、事業から得られる排出権の売却が容易になります。これは温室効果ガス削減事業促進のための投資環境整備とも言えます。

問 14： プラットフォームを利用した結果行われる排出権の売買実績を取りまとめる予定はありますか。

答： 取引内容は商業上の秘密であり非公開が原則です。しかし取引の情報について一定期間経過後参加者にアンケート調査を行い、協力頂いた結果を個別の取引内容がわからない形に取りまとめ公表することも考えられます。価格水準、趨勢を知ることは、財務会計上の必要性を満たし、適正な取引を支援する上で有用なことと思います。売買を行う企業と具体的仕組みについて検討したいと考えています。